



2025年5月29日号

熱中症対策が義務化されます！

社会保険労務士法人桑原事務所
1分でわかる！
会社を成長させるための
桑原事務所メルマガ通信

まだ朝晩は涼しいですが、早くも夏が来てしまったかのような暑い日も最近増えてきましたね。
これくらいの時期から、熱中症による救急搬送が増えてくる傾向があるようです。

近年は熱中症による死亡災害が多発しており、その多くが初期症状の放置や対応の遅れによるものであるとされています。

そこで、令和7年6月1日から職場での熱中症対策が義務化されます。

【対象】

「暑さ指数」が28以上か、気温が31度以上の環境で、
連続1時間以上、または1日4時間以上の実施が見込まれる作業

【内容】

- ①熱中症のおそれのある者（もしくは発見者）がその旨を報告するための「体制整備」
- ②熱中症のおそれがある者に対する処置の「手順の作成」
- ③上記を関係者へ「周知」 ex.)朝礼、事務所に掲示、イントラで周知

【罰則】 6か月以下の拘禁刑、または50万円以下の罰金

（リーフレット）職場における熱中症対策の強化について-厚生労働省
※手順作成に役立つ、フロー図の例も掲載されています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001476823.pdf>

熱中症を防ぐのはもちろん、万が一の際に迅速な対応をとれるようにしっかりと準備しておきましょう。
ご不明点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

社会保険労務士法人桑原事務所
〒747-0064 山口県防府市高井1143-1
[TEL:0835-22-6706](tel:0835-22-6706)
FAX:0835-26-0023
MAIL: info@kuwasr.net



@KUWAHARA.SR

桑原事務所インスタグラム

<https://www.instagram.com/kuwahara.sr/?igshid=NTc4MTlwNjQ2YQ%3D%3D>

